

議第 7 5 号

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

県営土地改良事業における土地改良法の手続きを要しない事業について分担金を定めるため改正しようとする。

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例

高山市分担金徴収条例（昭和56年高山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第1条—第3条関係）				別表第1（第1条—第3条関係）			
事業区分	事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率	事業区分	事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率
1の部～4の部（略）				1の部～4の部（略）			
				5 県営土地改良事業	(1) かんがい排水事業	受益者で、その事業の施行に係る農業用排水路の利用地域内に農用地を所有又は耕作しているもの	事業費の100分の15
備考 1・2（略） 3 公共事業及び県単独事業の分担率は、補助残額の2分の1を上限とする。				備考 1・2（略） 3 公共事業、 <u>県単独事業及び県営土地改良事業</u> の分担率は、補助残額の2分の1を上限とする。			

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高山市分担金徴収条例の規定は、平成30年4月1日以後に施行する事業に係る分担金について適用する。